

この章で述べられていることは、この講義を通じて既に議論してきた内容とほぼ完全に重複している。したがって、今回は、教科書を読むのではなく以下の2つの事例を通じて、現実の紛争処理の場面でどのような問題が生じるかを理解する。

1. [Certain activities carried out by Nicaragua in the Border Area](#)¹

- 前回講義で扱った判決（本案）の後に出了た別の判決（賠償額決定）
- パラ 7 本案判決で認定されたニカラグアの違法行為（本案判決パラ 66, 68, 92-93）
- 20 両国の主張する金額
- 29, 32, 33 原則
- 41 初の事例
- 52 特定の方法なし
- 53 再生費用とそれができないことによって生じる損害賠償
- 72 因果関係
- 73 対立点
- 74 証明されていない損害
- 75 証明された損害
- 76-77 コスタリカの計算法への疑問
- 77（末尾）ニカラグアの計算法への疑問
- 78 基本方針
- 79 伐採された樹木
- 80 湿地であることの考慮
- 81 再生能力の考慮
- 86-87 結論

2. [Whaling in the Antarctic](#) 【判例国際法（第3版）59】【国際法判例百選（第3版）37】

- 「科学（者）」の役割に注目
 - パラ 14-18, 20 専門家（鑑定人）
 - 25 オーストラリアの主張
 - 51 [捕鯨取締条約](#) 8条
 - 73 ‘scientific research’の定義の欠如
 - 77 仮説の必要性 ‘the experts called by both Parties agreed’
 - 82 致命的調査手法の許容性 ‘the experts called by the Parties agreed’

¹ 鳥谷部嬢 [「国際司法裁判所 国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決 \[2018年2月2日\]」](#) 撰南法学 58号（2021年）39頁。

- 134 日本の調査手法により得られるデータの信頼性 ‘conflicting evidence’
- 158, 160, 180, 188, 190 標本数の妥当性

- 裁判所が科学的判断をするのではない
 - 185 ‘the purpose... is not to second-guess the scientific judgments’
 - 189 ‘The Court finds no comparable reasoning’
 - 190 ‘Japan did not refute this expert opinion.’
 - 193 ‘the JARPA II Research Plan does not explain’ ‘Japan did not offer a consistent explanation’
 - 194 ‘Japan does not address’
 - 195 ‘there is a lack of transparency regarding the decisions’

以上